

千葉県稲毛区・若葉区・緑区いきいきプラザ・いきいきセンター等 清掃及び設備管理業務委託仕様書

この仕様書は、千葉県社会福祉協議会（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

[概要]

- 1 委託場所 千葉県稲毛区稲毛東6-19-1 稲毛いきいきプラザ 他7施設
- 2 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 対象施設 別紙「清掃・設備対象施設一覧」のとおり
- 4 施設休館日
 - (1) 年末年始(12月29日～1月3日)
 - (2) 施設が指定した日
- 5 特記事項
 - (1) おゆみ野ふれあい館は、千葉市から管理を委託された場合のみ対象となる。
 - (2) 稲毛いきいきプラザでは令和8年度大規模修繕による休館がある予定。その期間中の清掃業務については、別途協議するものとする。
- 6 委託料の支払い等
 - (1) 受託者は毎月月末までの業務を完了し、委託者の確認を受けた後、委託料の支払いを請求することができるものとする。
 - (2) 委託者は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
 - (3) 委託料は年12回払いとし、委託者から受託者の指定口座に振り込むものとする。なお、受託者の指定口座への振込手数料は、受託者の負担とする。
 - (4) 本業務委託については、適正な履行を図る観点から最低制限価格[予定価格の110分の100の3分の2(千円未満切り上げ)]を設定しており、最低制限価格を下回る社は失格となる。
- 7 その他
 - (1) 業務の遂行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
 - (2) 受託者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
 - (3) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。
 - (4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
 - (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

[清掃業務仕様]

1 業務目的

本業務は、施設内外の「ゴミ」「汚水」「ほこり」「雑草」等を除去し、公共の場としての清潔かつ衛生的な環境を維持し、施設の全機能を最高度に保持することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 受託者は、上記の目的のもとに平常より施設の実態を十分理解、把握し、計画的、組織的、科学的に作業を行い、完璧な清掃業務の遂行に努めなければならない。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 従業員は、身元の確実な者とし経歴書を提出するものとする。なお従業員に変更がある場合は事前に経歴書とともに変更届けを委託者に提出することとする。また、現場の従業員に対し管理能力を有する者を業務責任者(清掃主任)として選任し、業務の遂行・監督に当たらせること。
- (4) 可能な限り、障害者の雇用に配慮すること。
- (5) 本仕様書は施設における清掃業務の概要を示すものであり、明記していない業務でも客観的に必要とされる業務については、受託者の責任において実施すること。
- (6) 本業務に必要な機器材、用具等は、一切受託者の負担とする。また、消耗品類及び手洗い薬用液体石鹸(殺菌消毒効果のあるもの)・トイレトペーパー等の補給用消耗品類においても、全て品質良好なものを使用するものとし、受託者の負担とすること。
- (7) 作業を終了したときは、施設職員の確認を受け、作業に不十分な点があるときは、施設職員の指示に従い完全な作業を実施すること。
- (8) 従業員は、清掃業務に漏れがないよう、受託者が清掃チェックリストを作成し清掃状況を確認しながら実施すること。
- (9) 従業員は、作業日毎に、作業日報を別に定める様式により施設職員に提出し、承認印を受け1部は施設へ提出し、1部は受託者が保管すること。
- (10) 清掃業務は、日常清掃、定期清掃及び特別清掃とし、定期清掃・特別清掃はその都度施設職員の確認を受け、受託者は立ち会うものとし、作業報告書を提出すること。
- (11) 清掃作業前もしくは、作業後に備品・器具及び設備等の異常を発見または、確認した場合は直ちに施設職員へ報告すること。
- (12) 清掃作業後、備品・器具等の位置を元どおりに配置すること。

3 業務内容

- (1) 日常・適時清掃 清掃内容は別紙「清掃実施要領」及び「日常清掃基準表」を参照
- (2) 定期・特別清掃 清掃内容は別紙「清掃実施要領」を参照
実施回数は別紙「定期清掃・特別清掃実施回数一覧」のとおり

4 作業時間、人員

- (1) 日常・適時清掃 別紙「日常清掃・設備作業時間等一覧」のとおり
- (2) 定期・特別清掃 開館前もしくは閉館後、または休館日

※ 詳細については事前に双方協議のうえ決定するものとする

[設備管理業務仕様]

1 業務目的

本業務は、施設内外の電気・空調・ボイラー・給排水設備機器等全般における運転監視・記録・保守点検等の管理を行い、設備機器の機能を保ち、事故等を未然に防止し、施設の環境を良好に保つことを目的とする。

2 基本方針

- (1) 受託者は受託業務の遂行にあたっては、各種法令等を遵守すること。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、業務内容に応じた各種法令等に定める有資格によって保安点検するものとする。また、水道施設の管理については、水道技術管理者を置くものとする。但し常時勤務することは要さない。
- (4) 受託者は、管理運営に必要な知識、技能及び実務経験を有する者を責任者として選任し、業務の実施にあたり、連絡を密にし、業務従事者を指揮監督する。なお、責任者は清掃従業員と兼ねても差し支えない。
- (5) 責任者は他の業務受託者と連絡を密にし、委託業務の円滑な管理運営に努めるものとする。
- (6) 毎月、実施計画書を作成し前月20日までに施設に提出し予め施設の承認を得るものとする。
- (7) 受託者は委託業務に係わる官公庁への届出書類・報告書を作成し提出する。
- (8) 受託者は年間業務計画書を作成し委託者に提出する。
- (9) 受託者は定期・日常点検・運転・作業の日報を作成し保存する。
- (10) 本業務に使用する消耗品類、機械器具及び資材等は特に指定する場合を除き、受託者の負担とする。また、水の試薬、消毒用塩素は委託者の負担とする。
- (11) 事故等緊急の際は速やかに復旧し、事故報告書を提出する。当運転管理従事者のみで対応のできない事故等については、本社からの緊急応援等の支援体制を組む。
- (12) 当運転管理従事者は、受託者の承認を受けた制服・名札を着用し、運転管理従事者であることを明確にする。
- (13) 施設の設備消耗品等の保管については、管理責任者を置き、台帳及び使用簿を作成し、適正な管理を行う。
- (14) 図面・報告書等の保管については、整理整頓をし、汚損・紛失のないようにする。
- (15) 法令等により必要とされる業務従事者の健康診断の実施及び結果を提出する。
- (16) 本仕様書に記載のない事項については、別途協議とする。

3 業務内容

設備等維持管理業務内容は別紙「設備等維持管理業務内容」のとおり

4 作業時間、人員

別紙「日常清掃・設備作業時間等一覧」のとおり

5 運転基準

- (1) 設備機器等の運転に際し、作業にあたるものは安全衛生に充分注意するとともに、関係諸法令を遵守し、市の行う安全衛生の措置に進んで協力しなければならない。
- (2) 機器の運転等に従事する者は、非常時に備え機器の性能及び操作方法を熟知し常に万全の体制をとっておくこと。

6 安全確認

- (1) 機器の運転開始にあたり各部を必ず点検し、異常を確認すること。
- (2) 異常を発見したときは、直ちに施設担当職員に報告し指示を受けること。

清掃・設備対象施設一覧

No.	施設名	住所	清掃	設備	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	契約期間
1	千葉市稲毛いきいきプラザ	千葉市稲毛区稲毛東6-19-1	○	○	2,505.07	1,298.75	鉄筋コンクリート造 地上2階	令和8年4月1日～令和9年3月31日
2	千葉市あやめ台いきいきセンター	千葉市稲毛区園生町446-1 あやめ台小学校敷地内	○		あやめ台 小学校内	225.08	鉄筋コンクリート造 地上3階の1階部分の一部	
3	千葉市若葉いきいきプラザ	千葉市若葉区北谷津町333-2	○	○	9,685.13	1,504.81	鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階	
4	千葉市大宮いきいきセンター	千葉市若葉区大宮台7-8-1 大宮小学校敷地内	○		大宮小学校内	197.30	鉄筋コンクリート造 地上3階の1階部分の一部	
5	千葉市都賀いきいきセンター	千葉市若葉区都賀4-20-1 都賀コミュニティセンター内	○ カーペット清掃 年1回のみ		都賀コミュニテ ィセンター内	429.01	鉄筋コンクリート造 地上2階のうち1階部分の一 部	
6	千葉市緑いきいきプラザ	千葉市緑区誉田町2-15-65	○	○	5,195.80	1,364.05	鉄筋コンクリート造 地上2階	
7	千葉市越智いきいきセンター	千葉市緑区越智町822-7	○		2,163.90	201.07	鉄骨造 平屋建	
8	おゆみ野ふれあい館	千葉市緑区おゆみ野中央8-2	○		1,999.07	719.84	鉄骨造 地上2階	

清掃実施要領

◇日常清掃実施要領

清掃事項	作業内容
床面の拭き掃除	床面を自在ぼうきでまんべんなく掃き上げ、床面に沈積している微細な土砂、塵芥をダストモップを使用し、除去する。
床面の吸塵清掃	床面のカーペット敷き込み部分を真空掃除機にて微細な塵芥や土砂等を除去する。
床面のモップ拭き上げ	水(必要により薄い中性洗剤を使用)にて湿したモップにて床面を拭き上げる。
ゴミの処理	施設内外から出るゴミを回収し、指定場所に集芥する。
扉、間仕切りの除塵	各室扉、玄関・通用口扉の除塵及び取手の汚れを水または薄い洗剤液にて拭き上げる。 床マット掃き上げ及び壁面、扉、案内板等を拭き上げる。 各窓台の除塵。
ブラインドの清掃	各諸室にあるブラインドの埃をとり、雑巾等で拭き上げる。
流し台の清掃	流し台の汚れを完全に水洗いし、必要に応じ薬品による洗浄を実施する。
低壁面、手摺りの除塵	低所壁面、手摺りは材質に応じ水拭きもしくは薄い洗剤にて拭き取る。 汚れの少ない場所は毛バタキ等にて除塵する。
巡回による拾い掃き	外回り、玄関周り、ロビー、廊下通路等は巡回して紙屑、落葉、その他土砂等を除去する。
衛生用消耗品の補給	手洗い薬用液体石鹼、トイレットペーパー等の消耗材については、不足を生じないように適時見回り補給、取付作業を行う。
衛生陶器の清掃	洗面器、便器等衛生陶器の汚れを完全に水洗いし、必要に応じて薬品による洗浄を実施する。 鏡は、乾布もしくはガラスクリーナーにて磨き上げる。
汚物の処理	汚物入れの内容物を取り集め、所定の場所へ集積する。
浴槽、浴室、シャワー室(露天風呂含む)の清掃	浴槽、浴室の汚れを完全に水洗いし、必要に応じて薬品による洗浄を実施する。 露天風呂については、適時見回りを行い、落葉等の除去に努める。
什器、備品の防塵	什器、備品等は、材質に応じ水拭きもしくは薄い洗剤にて拭き取り、汚れの少ない場所は毛バタキ等にて除塵する。
散水、マット清掃	樹木、植木または車路、建物周りの散水及び、雨天、降雪時のマットの管理及び清掃。
加湿器等の清掃	内外部清掃、内部フィルターの洗浄。
下駄箱・スリッパ	週1回素材に合わせた薬品で消毒する。
花壇及び緑地帯の管理	敷地内及びその他指定する場所の花壇や緑地帯の手入れ及びゴミなどの回収。
ウォータークーラーの清掃	外部を雑巾等で拭き上げ、周囲壁面等の水はねのふき取り。

◇日常清掃実施要領

清掃事項	作業内容
排水口、側溝の清掃	排水口や側溝に沈積している土砂、ゴミ等を除去する。
扉、間仕切ガラス磨き	間仕切ガラス、カウンターガラスを適宜拭き上げ磨き出す。
扉腰壁巾木汚損除去	扉、壁等の手垢のついた部分は、少量の石鹼水、または清水をもって入念に拭き取る。
ゴミの運搬	指定した施設間のゴミを運搬する。週1回、45リットル袋2個程度 《対象施設》 ①あやめ台いきいきセンターから稲毛いきいきプラザへの運搬 ②大宮いきいきセンターから若葉いきいきプラザへの運搬

◇定期清掃実施要領

清掃事項	作業内容
床面洗浄清掃 リノリウム床、タイル等	1 床面の荒ゴミ等を除去する。 2 床面に適した洗浄液をまんべんなく塗布し、電動ポリッシャーにて汚れを洗い落とす。 3 汚水をドライヤー（水切りモップ）、またはウェットバキューム（吸水バキューム）にて取り除く。 4 水絞りモップにて拭き上げ、乾燥させる。 5 移動した備品を元通りに復旧する。
床面洗浄清掃 タイルカーペット	1 床面の荒ゴミ等を除去する。 2 床面に適した洗浄液をまんべんなく塗布し、カーペット用洗浄機にて洗浄する。 3 汚水をウェットバキューム（熱水噴射バキューム）にて取り除き乾燥させる。 4 移動した備品を元通りに復旧する。
床面ワックス塗布	1 洗浄作業後、床面を完全に乾燥させる。 2 床面の素材に適したワックスを、2～3回塗布し仕上げる。 3 ワックスの乾燥後、移動した備品を元通りに復旧する。

◇特別清掃実施要領

清掃事項	作業内容
ガラス清掃 (両面クリーニング)	1 洗剤、清水にて汚れを除去する。 2 乾布で洗剤が残らないように拭き上げる。
サッシ、手摺清掃	1 専用クリーナーで汚れを取り乾布等で仕上げる。
館内空調機 フィルター清掃	1 フィルターを取り外す。 2 フィルターの埃、ゴミを取り除く。 3 洗剤等を用いて仕上げをする。 4 対象GHPは通常のもの40機、ロスナイ空調機12機の合計52機とする。 《内訳》 稲毛いきいきプラザ GHP32機 ロスナイ7機 あやめ台いきいきセンター GHP8機 ロスナイ5機

千葉県稲毛いきいきプラザ日常清掃基準表

No.1

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
風除室・玄関 (24.47㎡) 玄関ポーチ (17.64㎡)	タイル	床面の拭き清掃 ゴミ処理 什器・備品の除塵 間仕切りガラス磨き 巡回による拾い掃き	● ●		● ● ●
事務室・給湯室 (46.795㎡)	塩ビシート	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 流し台の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
生活相談室 (17.34㎡)	カーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 衛生陶器の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
健康相談室 (20.00㎡)	カーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 衛生陶器の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
生きがい活動室 (55.19㎡)	カーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ●		● ● ●
研修室 (55.46㎡)	カーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵	● ●		● ●
作業室 (80.99㎡)	塩ビシート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
教養娯楽室 (61.045㎡)	畳 (一部化粧木材)	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
水屋 (4.4㎡)	畳 (3.44㎡) 玉石埋込 (0.96㎡)	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 流し台の清掃	● ● ●		● ● ● ●
集会室 (169.21㎡)	畳 (一部化粧木材)	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 手摺りの除塵 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵 低壁面、手摺りの除塵	● ● ● ●		● ● ●
集会室脇控室 (8.97㎡)	化粧木材	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
浴室(男女) 屋内風呂 (30.00㎡)	タイル	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 浴槽、浴室の清掃 流し台の清掃 排水口の清掃 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ●		● ● ● ●
図書室 (22.19㎡)	カーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 巡回による拾い掃き	● ● ● ●		● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
脱衣室(男女) 脱衣室内便所含む (22.13㎡)	竹タイル	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 衛生用消耗品の補給 衛生陶器の清掃 汚物の処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の防塵及びマット清掃 流し台の清掃 排水口の清掃	● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ●
外回り		巡回による拾い掃き ベンチ掃き ゴミの処理 溝の清掃 落ち葉等の収集			● ● ● ● ●
利用者用トイレ 1階・2階 (42.40㎡) 利用者用給湯室 1階・2階 (10.73㎡) 倉庫 1階・2階 (20.67㎡)	塩ビシート 塩ビシート 化粧合板 (9.76㎡) モルタル (10.91㎡)	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 流し台の清掃 衛生陶器の清掃 汚物の処理 衛生用消耗品の補給 什器・備品の除塵 排水口の清掃 扉、間仕切りの除塵	● ● ● ● ● ●	● ●	● ● ●
廊下、通路、階段等 (418.36㎡)	カーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ●		● ● ●
清掃員控室 (14.63㎡)	モルタル	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵	● ● ●		● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
1階職員用 控室・更衣室 給湯室 (21.54㎡)	畳 (8.28㎡) 塩ビシート (6.96㎡) モルタル (6.3㎡)	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
職員トイレ (5.41㎡)	塩ビシート	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 衛生陶器の清掃 汚物の処理 衛生用消耗品の補給 什器・備品の除塵 排水口の清掃 扉、間仕切りの除塵	● ● ● ● ●	● ● ●	● ●

千葉県あやめ台いきいきセンター日常清掃基準表

No.1

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
事務室 (8.4㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
相談室 (4.0㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
教養娯楽室 (40.63㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
集会室 (59.34㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
会議室 (13.75㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
トイレ、給湯場、倉庫 (11.16㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ 扉、間仕切りの除塵 ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 衛生用消耗品の補給 衛生陶器の清掃 汚物の処理 什器・備品の除塵	●		
廊下、通路 (49.19㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
外回り		巡回による拾い掃き ゴミの処理 溝の清掃 落ち葉等の収集			● ● ● ●

千葉県若葉いきいきプラザ日常清掃基準表

No.1

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
風除室 (10.5㎡) 玄関 (30㎡)	磁器質タイル貼 大理石	床面の拭き清掃 ゴミ処理 什器・備品の除塵 間仕切りガラス磨き 巡回による拾い掃き	● ●		● ● ●
事務室 (53.82㎡) 湯沸室 (4.2㎡)	タイルカーペット リノリウム床シート	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 流し台の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
生活相談室 (17.64㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 衛生陶器の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
健康相談室 (22.26㎡)	リノリウム床シート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 衛生陶器の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ●		● ● ●
生きがい活動室 (50㎡)	複合フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ●		● ● ●
機能回復訓練室 (50㎡)	複合フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ●		● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
研修室1 (59.38㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
研修室2 (59.38㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
便所 男女2カ所 (43.29㎡) 障害者用2カ所 (10.8㎡) 職員用1カ所 (5.6㎡)	リノリウム床シート	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 流し台の清掃 衛生陶器の清掃 汚物の処理 衛生用消耗品の補給 什器・備品の除塵 排水口の清掃 扉、間仕切りの除塵	● ● ● ● ● ●	● ● ●	● ●
教養娯楽室 (35.24㎡)	畳	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理	● ● ●		
水屋 (6.66㎡)	複合フローリング	扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 流し台の清掃			● ● ● ●
創作室 (109.85㎡)	複合フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理	● ● ● ●		
窯室 (10.15㎡)	エポキシ樹脂系 塗床	扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 流し台の清掃			● ● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
集会室 (72畳)	畳	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 手摺りの除塵	● ● ●		
ステージ及び控え室 (29.7㎡)	複合フローリング	ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵 低壁面、手摺りの除塵	●		● ● ●
浴室 男女各1カ所		床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃	● ●		
屋内風呂 (52㎡)	磁器質300角タイル	床面モップ拭き上げ ゴミの処理 衛生陶器の清掃 浴槽、浴室の清掃	● ● ● ●		
露天風呂 (56㎡)	鉄平石乱形張	流し台の清掃 排水口の清掃 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵	●		● ● ● ●
脱衣室 男女各1カ所 脱衣室内便所含む (37.2㎡)	竹敷込み リノリウム床シート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 衛生用消耗品の補給 衛生陶器の清掃 汚物の処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の防塵及びマット清掃 流し台の清掃 排水口の清掃	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ●
ロビー (92.29㎡) 談話コーナー (68.25㎡) 廊下 (247.06㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 巡回による拾い掃き	● ● ● ● ●		● ●
外回り		巡回による拾い吹掃き ベンチ掃き ゴミの処理 溝の清掃 落ち葉等の収集			● ● ● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
湯沸室 (16.5㎡)	リノリウム床シート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 ゴミの処理 什器・備品の除塵 低壁面、手摺りの除塵 流し台の清掃 排水口の清掃	● ● ● ● ●		● ● ● ●
通用口 (4㎡)	磁器質150角タイル	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ●		● ● ●
機械室 (9㎡)	コンクリート 金ゴテ仕上げ	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵	● ● ●		● ● ●
地下機械室 (170㎡) 電気室 (52.25㎡)	エポキシ樹脂系防塵塗 床仕上	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●

千葉市大宮いきいきセンター日常清掃基準表

No.1

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
事務室 (7.9㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
健康相談室 (8㎡)	リノリウム床シート	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
教養娯楽室 (33.3㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		
集会室 (64.5㎡) (7.5畳)	タイルカーペット 畳	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 手摺りの除塵	●		
便所 2カ所 (9.2㎡)	リノリウム床シート	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ 扉、間仕切りの除塵 ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 衛生用消耗品の補給 衛生陶器の清掃 汚物の処理 什器・備品の除塵	●		
玄関 (10.5㎡)	磁器質タイル貼	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	●		

No.2

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
外回り		巡回による拾い掃き ゴミの処理 溝の清掃 落ち葉等の収集			● ● ● ●
湯沸器室 (5㎡)	リノリウム床シート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 流し台の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ● ●		
廊下 (45.8㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 扉、間仕切りの除塵 ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ●		

千葉県緑いきいきプラザ日常清掃基準表

No.1

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
風除室・玄関ホール (48.06㎡) 玄関ポーチ (54.28㎡)	石材タイル	床面の拭き清掃 ゴミ処理 什器・備品の除塵 間仕切りガラス磨き 巡回による拾い掃き	● ●		● ● ●
事務室 (43.86㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 流し台の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
生活相談室 (19.16㎡)	PVCシート	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 衛生陶器の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
健康相談室 (23.02㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 衛生陶器の清掃 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ●		● ● ●
生きがいルーム (77.52㎡)	フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ●		● ● ●
研修室1 (66.07㎡)	フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
研修室2 (53.54㎡)	フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●
職員トイレ 給湯室 倉庫 (29.46㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 流し台の清掃 衛生陶器の清掃 汚物の処理 衛生用消耗品の補給 什器・備品の除塵 排水口の清掃 扉、間仕切りの除塵	● ● ● ● ● ●	● ● ●	● ●
教養娯楽室 (76.4㎡)	畳 (一部化粧木材)	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 流し台の清掃	● ● ●		● ● ● ●
創作室 (82.67㎡)	フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理	● ● ● ●		
焼き物(電気炉)室 (11.89㎡)	コンクリート	扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 流し台の清掃			● ● ● ●
集会室 (194.48㎡)	畳 (一部化粧木材)	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 手摺りの除塵 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵 低壁面、手摺りの除塵	● ● ● ●		● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
浴室(男女) 屋内風呂 (37.28㎡)	石材タイル	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 衛生陶器の清掃 浴槽、浴室の清掃 流し台の清掃 排水口の清掃 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ●
脱衣室(男女) 男女各1カ所 脱衣室内便所含む (42.06㎡)	フローリング	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 衛生用消耗品の補給 衛生陶器の清掃 汚物の処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の防塵及びマット清掃 流し台の清掃 排水口の清掃	● ● ● ● ● ● ●		● ● ● ● ●
図書・談話コーナー (56.96㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 巡回による拾い掃き	● ● ● ● ●		● ●
外回り		巡回による拾い吹掃き ベンチ掃き ゴミの処理 溝の清掃 落ち葉等の収集			● ● ● ●
利用者用トイレ 給湯室 倉庫 (132.94㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 流し台の清掃 衛生陶器の清掃 汚物の処理 衛生用消耗品の補給 什器・備品の除塵 排水口の清掃 扉、間仕切りの除塵	● ● ● ● ● ●	● ●	● ● ●

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
廊下、通路、階段等 (211.19㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面モップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ●		● ● ●
機械室、清掃員控室 (91.71㎡)	PVCシート 一部コンクリート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 扉、間仕切りの除塵	● ● ●		● ● ●
控室 (11.5㎡)	畳	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ●		● ● ●

千葉県越智いきいきセンター日常清掃基準表

No.1

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
事務室 (7.9㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ●		
相談室 (6.83㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ●		
教養娯楽室 (33.3㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ●		
集会室 (77.6㎡)	タイルカーペット 一部畳	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 手摺りの除塵	● ● ● ● ● ● ● ●		
トイレ、給湯室、倉庫 (22.2㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ 扉、間仕切りの除塵 ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 衛生用消耗品の補給 衛生陶器の清掃 汚物の処理 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ● ● ●		
ロビー、廊下、通路 (38.5㎡)	タイルカーペット	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ●		
外回り		巡回による拾い掃き 排水溝 扉、間仕切ガラス磨き 扉腰壁巾木汚損除去			● ● ● ●

おゆみ野ふれあい館日常清掃基準表

No.1

清掃場所等名称 (対象面積㎡)	床 材	日常清掃実施要領における 該当清掃事項	清掃周期		
			1回/1日	2回/1日	適時
管理人室 (17.21㎡) 倉庫 (17.21㎡)	PVCシート	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ●		
子育てリラックス館 (98.48㎡) サークル室① (51.87㎡)	タイルカーペット	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ●		
サークル室②～⑤ (計227.69㎡)	PVCシート	床面の吸塵清掃 ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ●		
1階・2階トイレ (46.15㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵 手摺りの除塵	● ● ● ● ● ● ● ●		
1階湯沸かし室 (26.34㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面モップ拭き上げ 扉、間仕切りの除塵 ゴミの処理 低壁面、手摺りの除塵 衛生用消耗品の補給 衛生陶器の清掃 汚物の処理 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ● ● ●		
1階・2階ロビー (79.14㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ●		
1階・2階廊下 ホール 階段 (202.23㎡)	PVCシート	床面の拭き清掃 床面の吸塵清掃 床面のモップ拭き上げ ゴミの処理 扉、間仕切りの除塵 低壁面、手摺りの除塵 什器・備品の除塵	● ● ● ● ● ● ●		
外回り		巡回による拾い掃き 排水溝の処理 ゴミの処理 落ち葉等の収集			● ● ● ●

定期清掃・特別清掃実施回数一覧 ※年間の実施回数

No.	施設名	屋内床面清掃 (弾性床材等、 ワックス塗布含)	カーペット清掃	ガラス清掃 (両面)	ガラス窓等 サッシ清掃 (ブラインド清掃含む)	館内空調機 フィルター清掃	受水槽等 清掃
1	千葉県稲毛いきいきプラザ	4	2	2	1	2	
2	千葉県あやめ台いきいきセンター		2	1	1	2	
3	千葉県若葉いきいきプラザ	2	2	1	1		1
4	千葉県大宮いきいきセンター		2	1	1		
5	千葉県都賀いきいきセンター		1				
6	千葉県緑いきいきプラザ	4	3	2	1	2	
7	千葉県越智いきいきセンター	2	2	1	1	2	
8	おゆみ野ふれあい館	2	2	1	1	2	

日常清掃・設備作業時間等一覧

(単位:人数)

No.	施設名	時間	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	勤務形態	年／勤務日数
1	千葉市稲毛いきいきプラザ	設備 7:30～17:00 清掃 7:30～11:00	1	1	1	1	1	1	1	毎日	359日
2	千葉市あやめ台いきいきセンター	清掃 7:30～9:30	-	-	-	-	-	-	-	週4日	205日
3	千葉市若葉いきいきプラザ	設備 6:00～17:00 清掃 8:00～17:00	1	1	1	1	1	1	1	毎日	359日
4	千葉市大宮いきいきセンター	清掃 7:30～9:30	-	-	-	-	-	-	-	週4日	205日
5	千葉市都賀いきいきセンター									日常清掃・設備作業は該当しない	
5	千葉市緑いきいきプラザ	設備 7:30～17:30 清掃 8:00～17:30	1	1	1	1	1	1	1	毎日	359日
6	千葉市越智いきいきセンター	清掃 7:30～9:30	-	-	-	-	-	-	-	週4日	205日
7	おゆみ野ふれあい館	清掃 8:00～10:00	-	-	-	-	-	-	-	週3日	156日

※人数は、日常・適時清掃員、設備等維持管理員の配置人数となる。(設備等維持管理員が清掃・適時清掃員を兼ねることは可)

※いきいきセンター及びおゆみ野ふれあい館は1人/日とし、作業日は2日以上空けず(おゆみ野ふれあい館除く)、各施設と協議し決定すること。

千葉市稲毛いきいきプラザ設備等維持管理業務内容

- 1 業務時間 通常 午前7時30分から午後5時まで
但し、下記の場合については業務時間の延長がある。
(1) 施設の行事、催し物に伴う勤務時間の延長
(2) 突発的事故の連絡、復旧、補修による勤務時間の延長
- 2 人員配置 1名以上
- 3 主要内容

No.	管理対象	業務内容	頻度
1	開館準備	各諸室の点検・建物出入口の解錠、駐車場の解錠	毎日
2	浴室	ボイラー設備等の起動・管理、浴槽水の管理・記録 浴室運営に伴う作業	毎日
3	給排水設備	日常点検、記録	毎日
4	建物・設備	日常点検、館内照明器具の点検・交換	毎日
5	設備機器運転監視 (1) 温水ボイラー (2) 循環温水ポンプ (3) 給水ポンプ (4) 飲料水用空気タンク (5) 塩素注入機 (6) 分電盤 (7) GHP (8) ガス使用量検針	外観・運転状況、燃焼状態、燃料配管、膨張管・膨張タンク 制御盤、制御灯等 外観、運転状況 外観、運転状況 外観、運転状況、送水圧力等 外観のみ(現在停止中) 外観、運転状況 外観、運転状況(4機) ボイラー、GHP	年6回
6	ボイラー点検	ネポン SBM—150WNT(平成25年10月設置)点検・整備	年1回

- 4 運転基準
- (1) 設備機器等の運転に際し、作業にあたるものは安全衛生に充分注意するとともに、関係諸法令を遵守し、市の行う安全衛生の措置に進んで協力しなければならない。
- (2) 機器の運転等に従事する者は、非常時に備え機器の性能及び操作方法を熟知し常に万全の体制をとっておくこと。
- 5 安全確認
- (1) 機器の運転開始にあたり各部を必ず点検し、異常を確認すること。
異常を発見したときは、直ちに施設担当職員に報告し指示を受けること。
- 6 事故防止・措置
- 機器の運転に従事するものは、常に安全運転に努めるとともに異常の発見に留意し、事故の発生のおそれがあると認められる場合は中止し、直ちに委託業者に連絡し、係員の指示に従うこと。また、異常の発見、事故が発生した時は機器の運転を停止し、危険及び損害を最小限にするように努めること。

千葉県若葉いきいきプラザ設備等維持管理業務内容

- 1 業務時間 通常 午前6時から午後5時まで
 但し、下記の場合については業務時間の延長がある。
 (1) 週1日の循環ろ過装置消毒(次亜塩素酸ナトリウム含有の殺菌消毒剤による)
 実施に伴う勤務時間の延長
 (2) 施設の行事、催し物に伴う勤務時間の延長
 (3) 突発的事故の連絡、復旧、補修による勤務時間の延長

2 人員配置 1名以上

3 主要内容

No.	管理対象	業務内容	頻度
1	浴室	浴場運営に伴う作業、設備及び備品点検、浴槽水管理・記録	毎日
2	給排水設備	日常点検、水質管理・記録	毎日
3	給湯用ボイラー	ボイラ運転、日常点検	毎日
4	循環ろ過装置	運転、日常点検、消毒	毎日※1
5	浄化槽	ポンプ運転状況記録、日常点検	毎日
6	空調設備	運転、日常点検	毎日※2
7	電力量・水量等	計測・点検・記録	毎日
8	照明器具	館内蛍光灯・電球交換	必要に応じて
9	建物設備	日常点検、補修（軽微なもの）	適宜
10	機械室	室の管理、在庫品の管理	毎日
11	貯水槽等清掃等	清掃、消毒及び点検（別表1のとおり）	年1回
12	自動給水装置点検	給水加圧ユニット、中水加圧ポンプユニット、給湯加圧ユニットの点検	年2回
13	水質検査	法律に基づく専用水道及び浴槽水に係る採水及び検査機関への持ち込み ※3	別表2

※1 消毒（次亜塩素酸ナトリウム含有の殺菌消毒剤による）は週1回

※2 日常点検は適宜

※3 若葉いきいきプラザが指定する検査機関へ持ち込み

別表1

貯水槽清掃及び消毒			回数
受水槽	FRP製	15m ³	1
貯湯槽	FRP製	12m ³	1
膨張タンク	FRP製	100ℓ	1
中水槽	コンクリート造	20m ³	1

別表2

水質検査項目		回数	備考
原水	大腸菌及び嫌気性芽胞菌	4	水道法に基づく検査
原水	レジオネラ属群	1	千葉県公衆浴場法施行条例に基づく検査
浴槽水	4項目	2	千葉県公衆浴場法施行条例に基づく検査・2槽
飲料水	9項目	8	水道法に基づく検査
飲料水	21項目	3	水道法に基づく検査
飲料水	50項目	1	水道法に基づく検査

4 運転基準

- (1) 設備機器等の運転に際し、作業にあたるものは安全衛生に充分注意するとともに、関係諸法令を遵守し、市の行う安全衛生の措置に進んで協力しなければならない。
- (2) 機器の運転等に従事する者は、非常時に備え機器の性能及び操作方法を熟知し常に万全の体制をとっておくこと。
- (3) 水道技術管理者は、衛生的で安全な飲料水を供給するため、施設側と協力して水道の維持管理に関する業務を行うこと。

5 安全確認

- (1) 機器の運転開始にあたり各部を必ず点検し、異常を確認すること。
- (2) 異常を発見したときは、直ちに施設担当職員に報告し指示を受けること。

6 事故防止・措置

機器の運転に従事するものは、常に安全運転に努めるとともに異常の発見に留意し、事故の発生のおそれがあると認められる場合は中止し、直ちに委託業者に連絡し、係員の指示に従うこと。また、異常の発見、事故が発生した時は機器の運転を停止し、危険及び損害を最小限にするように努めること。

千葉市緑いきいきプラザ設備等維持管理業務内容

- 1 業務時間 通常 午前7時30分から午後5時30分まで
但し、下記の場合については業務時間の延長がある。
 - (1) 施設の行事、催し物に伴う勤務時間の延長
 - (2) 突発的事故の連絡、復旧、補修による勤務時間の延長
- 2 人員配置 1名以上
- 3 主要内容

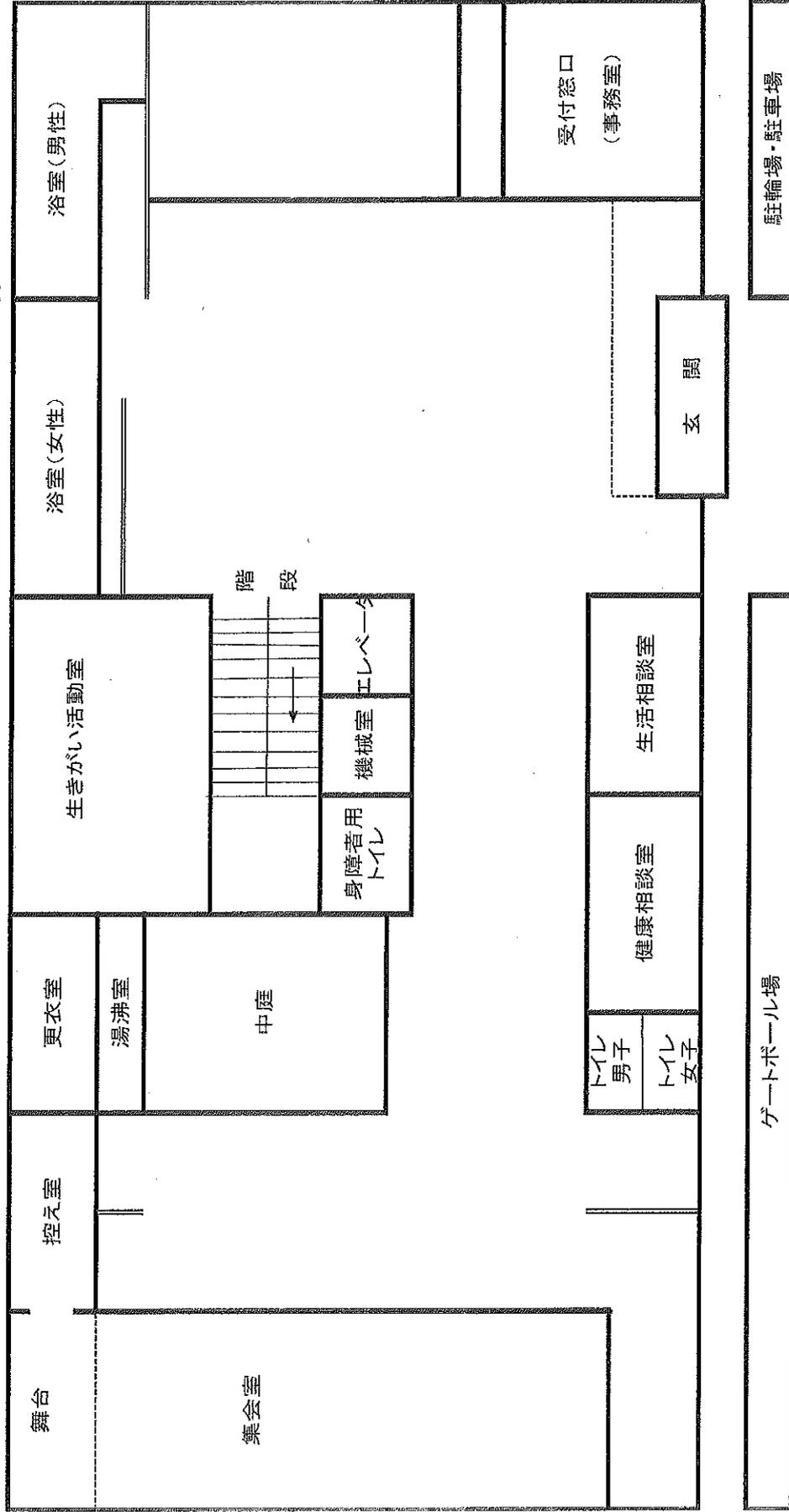
No.	管理対象	業務内容	頻度
1	開館準備	各諸室の点検・建物出入口の解錠	毎日
2	浴室	ボイラー設備等の起動・管理、浴槽水の管理・記録・浴槽運営に伴う作業	毎日
3	給排水設備	日常点検、水質管理・記録	毎日
4	建物・設備	日常点検、補修	毎日
5	照明器具	館内蛍光灯・電球交換	毎日
6	給湯ボイラ	外観・運転状況	毎日
7	循環温水ポンプ	外観・運転状況	毎日
8	給水ポンプ	外観・運転状況	毎日
9	濾過器	外観・運転状況	毎日
10	塩素注入器	外観・運転状況	毎日
11	熱交換機	外観・運転状況	毎日
12	ボイラー点検	計器類(水面計・のぞき窓)の点検	週1回

- 4 運転基準
 - (1) 設備機器等の運転に際し、作業にあたるものは安全衛生に充分注意するとともに、関係諸法令を遵守し、市の行う安全衛生の措置に進んで協力しなければならない。
 - (2) 機器の運転等に従事する者は、非常時に備え機器の性能及び操作方法を熟知し常に万全の体制をとっておくこと。
- 5 安全確認
 - (1) 機器の運転開始にあたり各部を必ず点検し、異常を確認すること。
 - (2) 異常を発見したときは、直ちに施設担当職員に報告し指示を受けること。
- 6 事故防止・措置

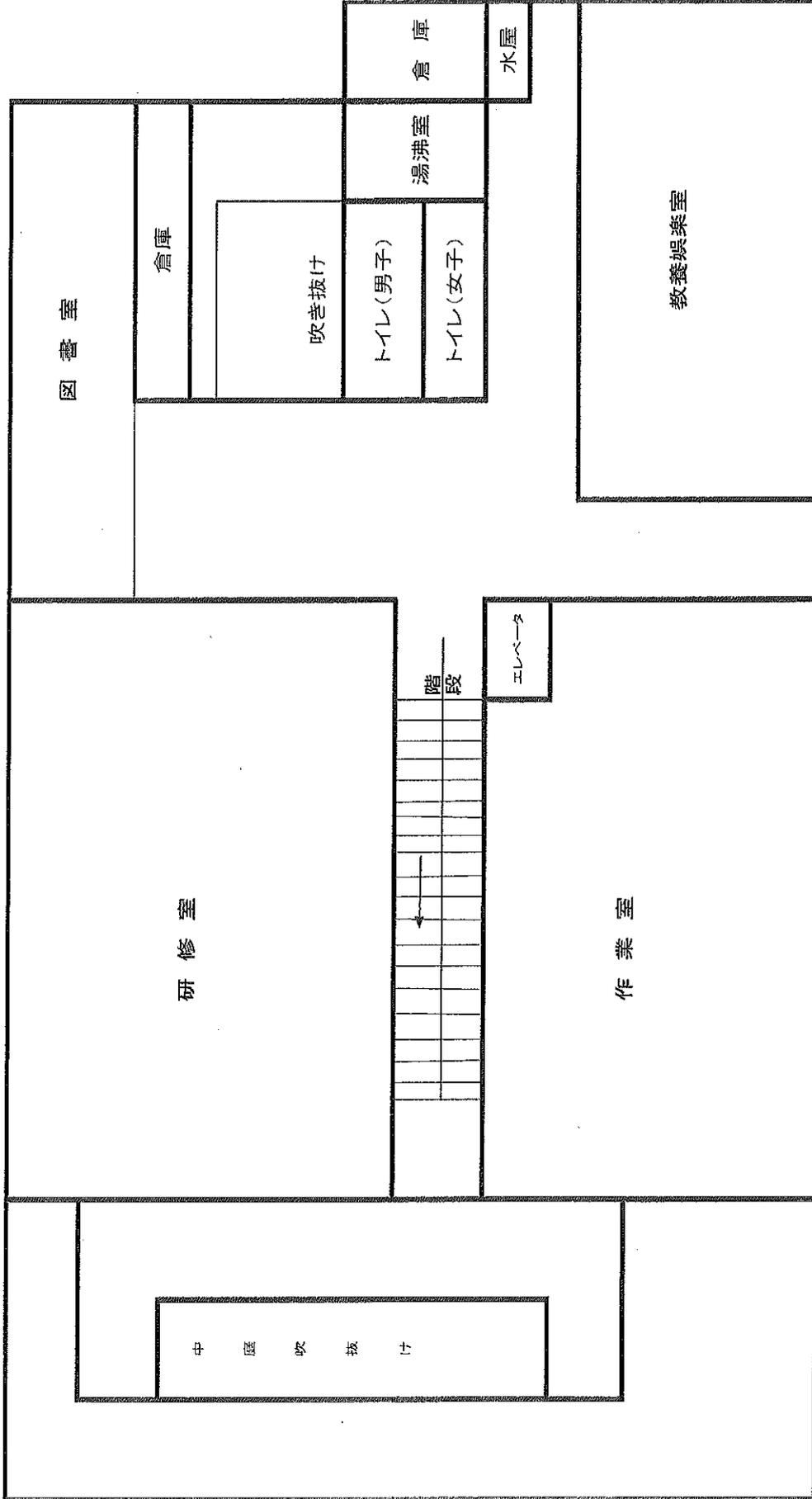
機器の運転に従事するものは、常に安全運転に努めるとともに異常の発見に留意し、事故の発生のおそれがあると認められる場合は中止し、直ちに委託業者に連絡し、係員の指示に従うこと。また、異常の発見、事故が発生した時は機器の運転を停止し、危険及び損害を最小限にするように努めること。

稲毛いきいきプラザ

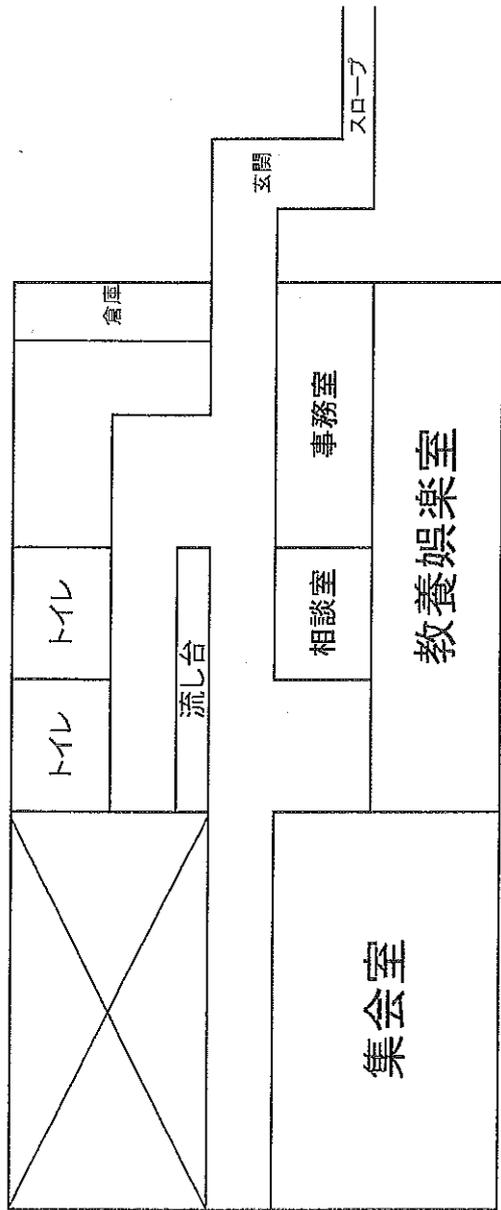
(1階)



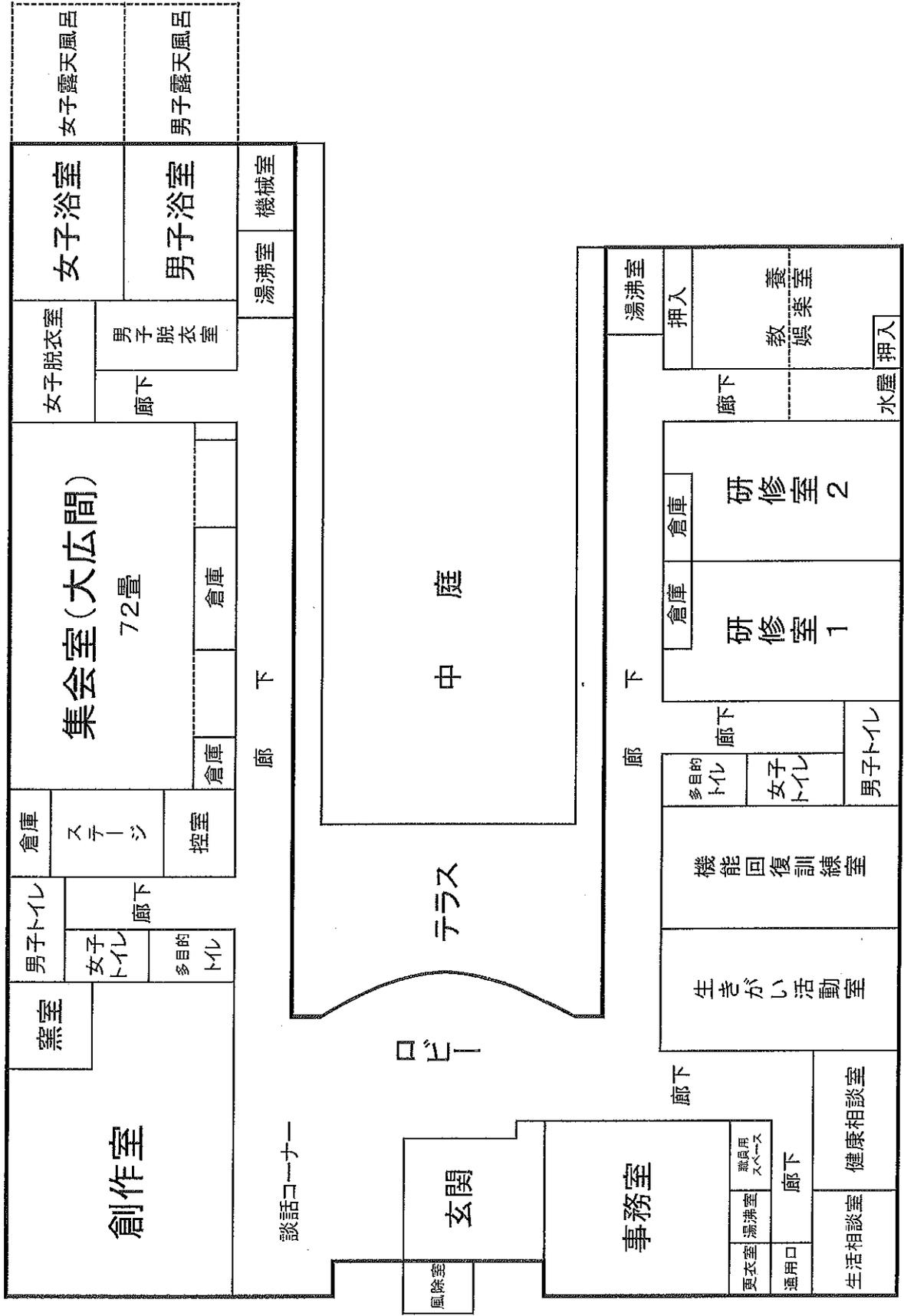
(2階)



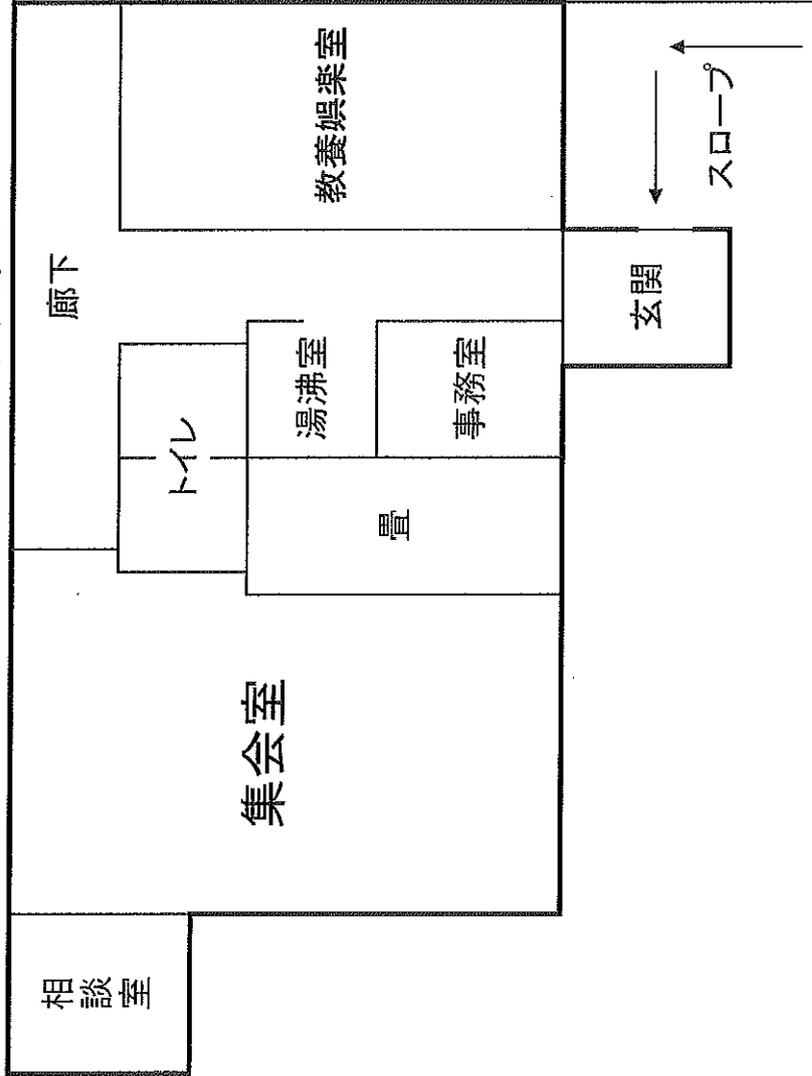
あやめ台いきいきセンター



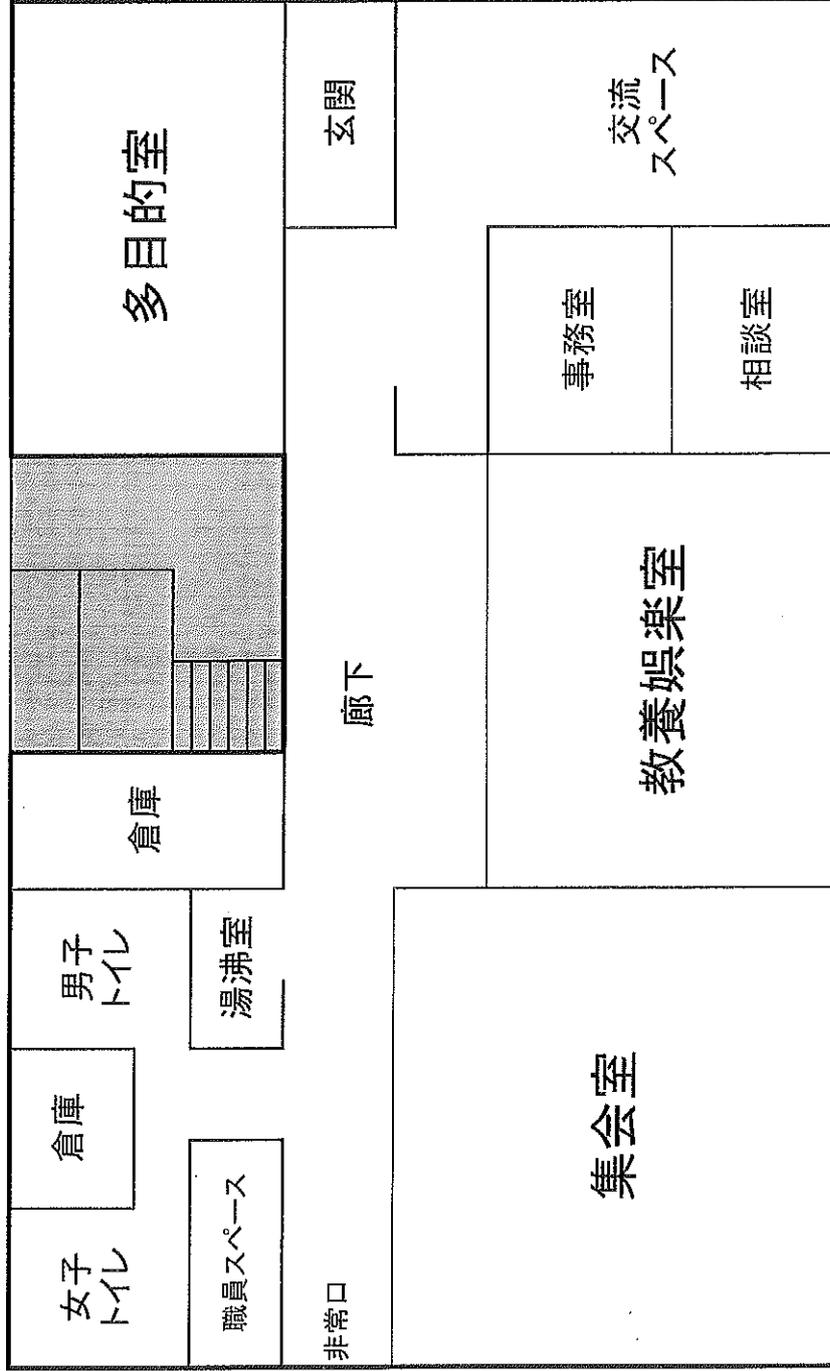
若葉いきいきプラザ平面図



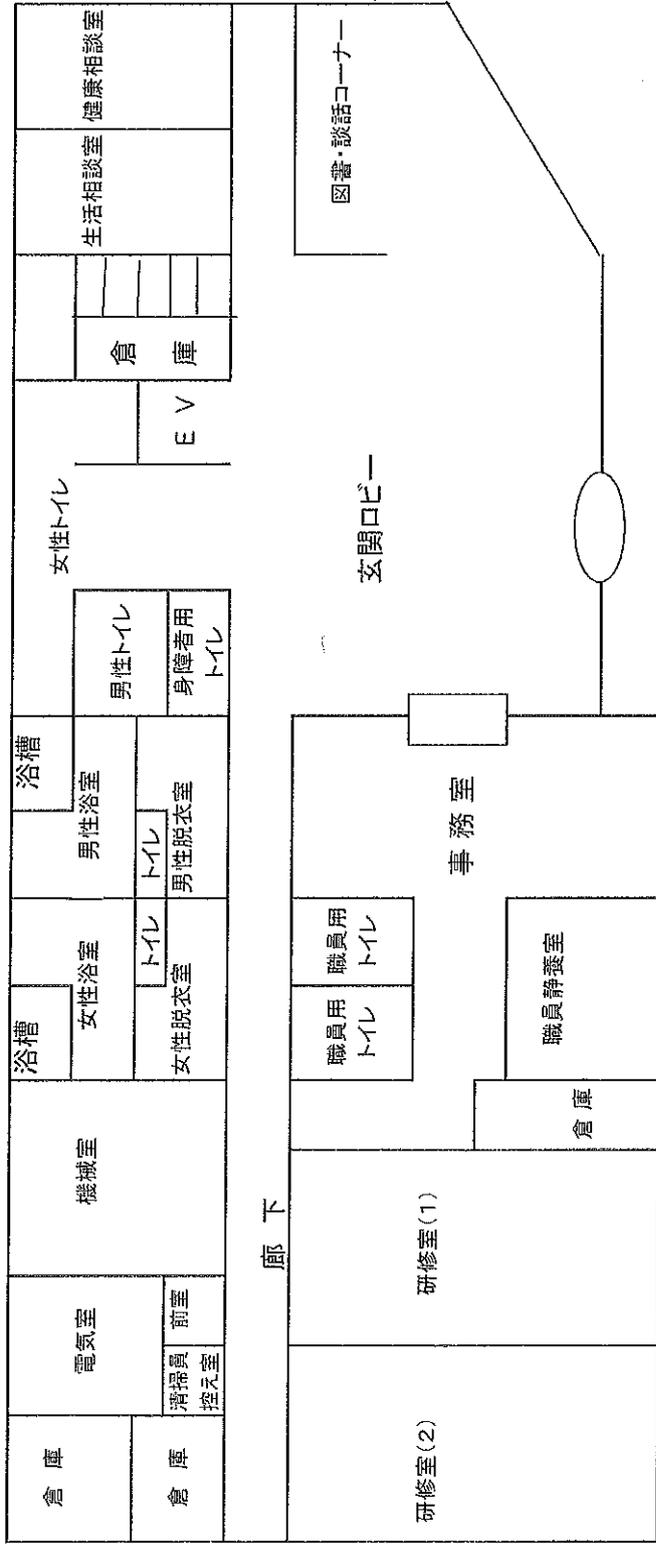
大宮いきいきセンター平面図



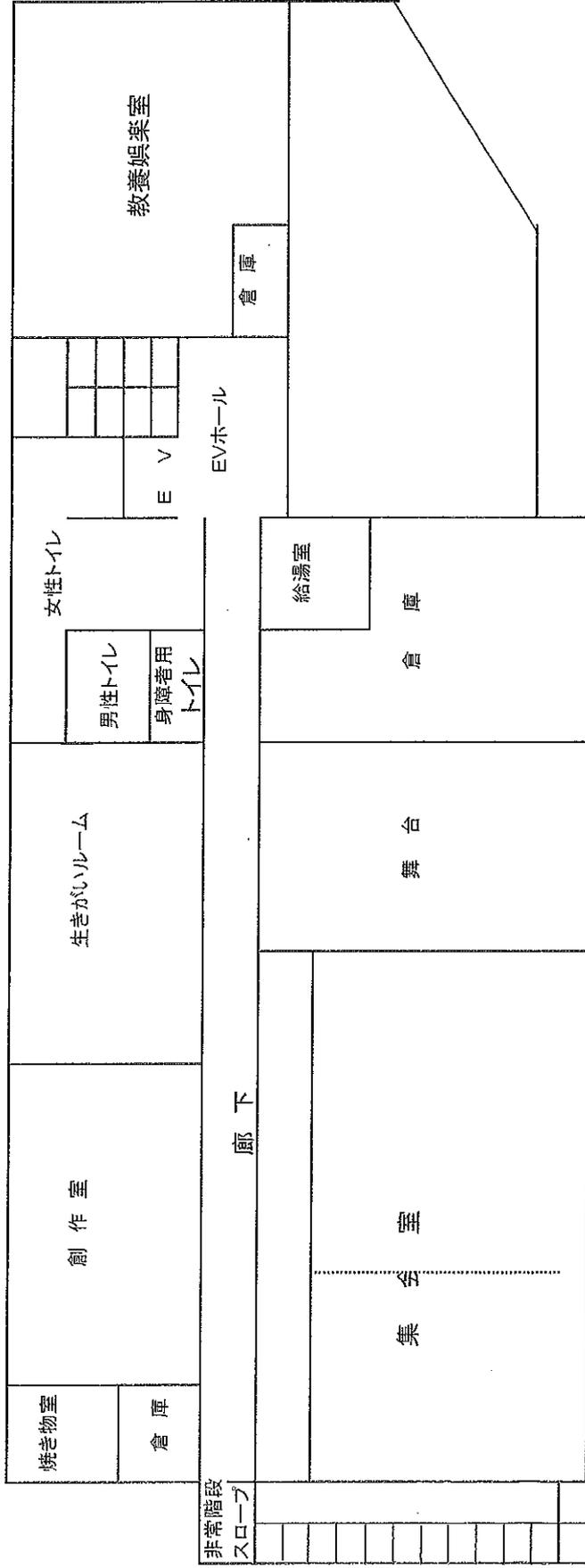
都賀いきいきセンター平面図



緑いきいきプラザ（1階 平面図）

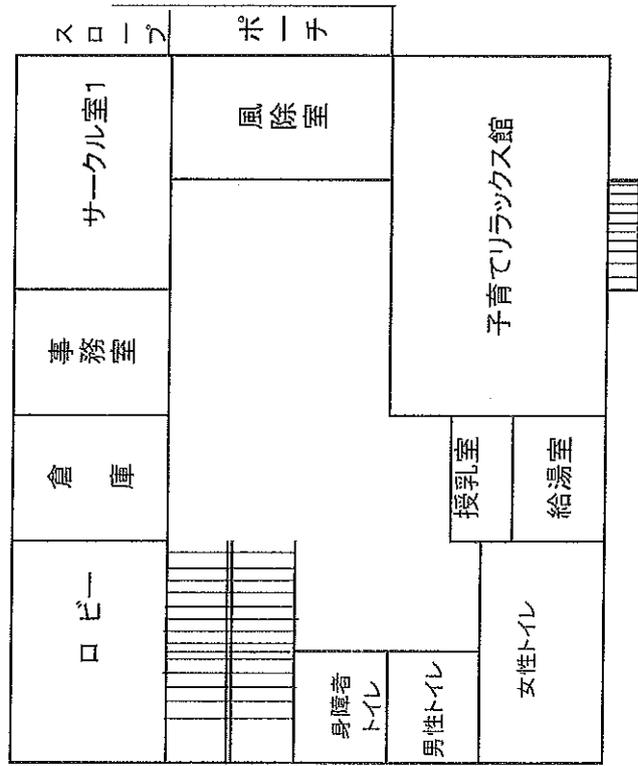


緑いきいきプラザ (2階 平面図)

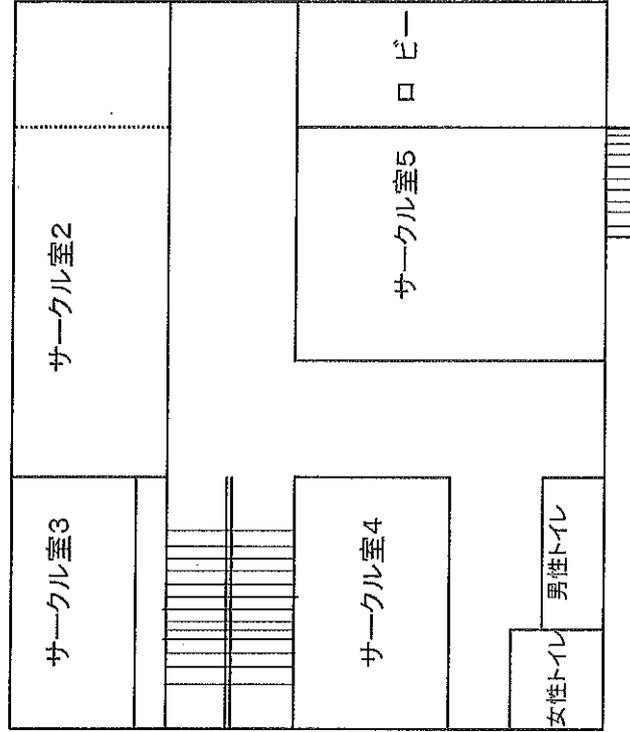


おゆみ野ふれあい館 (平面図)

(1階平面図)



(2階平面図)



越智いきいきセンター (平面図)

